

令和6年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月4日）

○出席議員

- 1 番 金 森 恵美子
- 2 番 川 端 順
- 3 番 尾 野 浩 士
- 4 番 鎌 田 寛 司
- 5 番 米 田 利 彦
- 6 番 村 田 茂
- 7 番 立 井 武 雄
- 8 番 佐 藤 道 昭
- 1 1 番 板 東 絹 代
- 1 2 番 川 田 修

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	富士雅章
教育長	丹羽敦子
総務部長	松下師一
産業建設部長	吉崎英雄
民生部長	山下真穂
教育次長兼学校教育課長	谷本富美代
税務課長	藤田弘美
会計管理者	佐藤友美
総務課長	入口直幸
危機管理課長	山口高史
産業環境課長	河野歩美
環境センター所長	飯田雅章
建設課長	永井義猛
上下水道課長	田村佳裕
福祉課長	宮本早苗
長寿社会課長	河野聖子
住民課長	松下理恵
社会教育課長	近藤拓司
監査委員	日根啓一

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	小松美佐

## 令和6年松茂町議会第3回定例会会議録

令和6年9月4日（第1日目）

### ○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 選挙第 2号 松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の選挙
- 日程第4 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 報告第 3号 令和5年度健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第 4号 令和5年度資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第 5号 令和4年度松茂町水道特別会計継続費精算報告書について
- 日程第9 議案第33号 公有水面の埋立てについて
- 日程第10 議案第34号 松茂町ほか二町競艇事業組合同規約の変更について
- 日程第11 議案第35号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第36号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第37号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第14 議案第38号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第39号 町道路線の変更について
- 日程第16 議案第40号 町道路線の廃止について
- 日程第17 議案第41号 令和5年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第18 議案第42号 令和5年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第19 議案第43号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第44号 令和6年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第45号 令和6年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第22 議案第46号 令和6年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第47号 令和6年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第48号 令和6年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 認定第1号 令和5年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第26 認定第2号 令和5年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第27 認定第3号 令和5年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第28 認定第4号 令和5年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第29 認定第5号 令和5年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第30 認定第6号 令和5年度松茂町水道特別会計決算認定
- 日程第31 認定第7号 令和5年度松茂町下水道特別会計決算認定

## 令和6年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月4日）

---

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和6年松茂町議会第3回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田 修君】　おはようございます。令和6年松茂町議会第3回定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先週は台風10号が徳島県を直撃するのかと心配されましたが、徳島県及び松茂町は大過なく一安心しているところでございます。議員各位におかれましても、同様かと存じます。

本定例会においては、決算認定の審議がございます。法律に適合しているか、計算は正しいか、使われ方は適正かを審査するだけではなく、過去の財政状況と比較して問題点を指摘し、将来に反映させる大切な議案でございます。

また、8月29日、内閣府ホームページに令和6年度内閣官房事業第3回選定自治体として松茂町が選定されたと発表がありました。大阪・関西万博のホストタウンに選定されたということです。これにつきましては、本定例会におきまして、町理事者より説明があるものと期待をしております。

議員各位の慎重かつ活発な議論を期待申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

---

○議長【川田 修君】　ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって令和6年松茂町議会第3回定例会は成立いたしました。

ただいまから、令和6年松茂町議会第3回定例会を開会いたします。

---

○議長【川田 修君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。今年の夏は猛暑厳しい夏でございました。これからにつきましても、まだまだ残暑厳しいことが想定されます。議員の皆様におかれましては、ご自愛を賜りまして、本議会のご審議をお願いしたいと、そのよう

に考えております。

本日は松茂町議会第3回定例会を招集申し上げたところ、議員の皆様には公私とも大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。議員の皆様におかれましては、私の目指す笑顔あふれるまち、今後ますます発展をするまちを目指しまして、今後ともご審議をいただき、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願いをいたします。

さて、このたびの定例会に上程をいたします案件につきましては、同意1件、諮問1件、報告3件、議案16件、認定7件となっております。議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただき、全案件が可決決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶にさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

○議長【川田 修君】　これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと、議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

また、8月29日に開催いたしました議会運営委員会で、前任者の引継ぎで、鎌田寛司議員が委員になりました。同日8月29日に開催いたしました広報常任委員会で、前任者の引継ぎで米田利彦議員が副委員長になっておりますことをご報告いたします。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、6番、村田茂議員、及び7番、立井武雄議員を指名いたします。

---

○議長【川田 修君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、9月4日から9月18日までの15日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】　異議なしと認めます。

よって、会期は9月4日から9月18日までの15日間に決定いたしました。

---

○議長【川田 修君】　　続きまして、日程第3、選挙第2号「松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

米田議員。

○5番【米田利彦君】　　指名推選でお願いします。

○議長【川田 修君】　　ただいま米田議員から指名推選にしてはどの意見がございましたが、ほかにご意見ございませんか。

(なし)

ほか意見がありませんので、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】　　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、どのようにいたしましょうか。

米田議員。

○5番【米田利彦君】　　指名の方法については、議長に指名をしていただきたいと思えます。

○議長【川田 修君】　　ただいま米田議員から、議長に指名していただいてはどの意見がございましたが、ほかにご意見ございませんか。

(なし)

ほか意見がありませんので、お諮りいたします。

議長が指名するということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】　　異議なしと認めます。

よって、議長が指名するということに決定しました。

それでは、私の方から、松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員に、板東議員を指名いた

します。

お諮りいたします。

板東議員を松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、板東議員が松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の当選人に決定しました。

---

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第4、同意第3号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和6年第3回定例会に上程いたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、教育委員会委員の任命につきましては、教育委員として在任中の三好増勝氏が令和6年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、新たに、佐藤央一氏を教育委員会委員に任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、佐藤氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧いただき、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

---

○議長【川田 修君】 これから採決に入ります。

同意第3号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、同意第3号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり可決決定をいたしました。

---

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、人権擁護委員として在任中の植上秀治氏が令和6年12月31日をもって任期満了となります。つきましては、新たに三木弘幸氏を推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、三木氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますのでご覧をいただき、推薦にご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時12分小休

---

午前10時14分再開

○議長【川田 修君】 それでは、小休前に引き続き再開いたします。

これから採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり、答申することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きます、日程第6、報告第3号「令和5年度健全化判断比率の報告について」と、日程第7、報告第4号「令和5年度資金不足比率の報告について」の報告2件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続き提案理由をご説明申し上げます。

報告第3号、令和5年度健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を議会に報告するものでございます。

表の下段、早期健全化基準として、各指標の基準値を表示してございますが、4つの指標のうち1つでも基準値を超えた場合は早期健全化団体とみなされ、外部監査のほか財政健全化計画の策定が義務づけられます。本町の場合、令和5年度実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において赤字額がないため、決算において、負の値となっております。

実質公債費比率はマイナス1.2%で、前年度のマイナス2.2%から若干悪化しているものの、依然として低い比率を保っております。

将来負担比率につきましても、将来支払わなければならない借入金などの負担金額よりも、その支払いに充当可能な現在の基金残高が大きいため、計算上、負の値となり数値に表れません。このことから、令和5年度の財政状況は健全なもの判断をいたしております。

次に、報告第4号、令和5年度資金不足比率の報告につきましては、地方公営企業の経営状況を示す指標といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を議会に報告するものでございます。

松茂町の公営企業であります、松茂町水道特別会計、松茂町下水道特別会計につきまして、いずれも資金の不足額はございません。このことから、令和5年度の地方公営企業の経営状況は健全なもの判断されます。引き続き、健全な経営に努めてまいります。

この後、報告第3号及び報告第4号につきましては、日根代表監査委員からの報告がございましたので、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きます、議題となっております報告第3号及び報告第4号について、日根代表監査委員から報告を求めます。

日根代表監査委員。

○代表監査委員【日根啓一君】 それでは、議長の許可がありましたので、報告第3号、令和5年度健全化判断比率の報告についてと、報告第4号、令和5年度資金不足比率の報告についてを申し上げます。

まず、報告第3号、令和5年度健全化判断比率の報告についてであります。お手元に配付してあります議案参考資料の5ページから7ページになりますので、5ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和5年度健全化判断比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告します。

審査の概要についてであります。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、議会選出の立井監査委員とともに令和6年8月2日に実施しました。

審査の結果であります。総合意見といたしまして、審査に付された下記表の健全化判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

次に、個別意見でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算のため良好であります。実質公債費比率につきましては、令和5年度実質公債費比率はマイナス1.2%となっております。前年度がマイナス2.2%でありましたので、1.0ポイント悪くなっています。ただ、早期健全化基準の25.0%と比較してみますと、大幅に下回り、良好と認められます。将来負担比率につきましては、特に意見はございません。良好でございます。よって良好な数値を維持することにより、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

続きまして、議案参考資料の8ページから9ページになりますので、8ページをお開きください。

報告第4号、令和5年度資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度資金不足比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告いたします。

審査の概要についてであります。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足

比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として、議会選出の立井監査委員とともに令和6年8月2日に実施しました。

審査の結果につきましては、総合意見として審査に付された下記資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見でございますが、資金不足比率について、水道特別会計、下水道特別会計全て資金の不足額はなく、特に意見はありません。良好でございます。是正改善を要する事項につきましては、特に指摘する事項はありません。よって、良好な数値を維持することにより、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

以上で、報告第3号、第4号の報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長【川田 修君】　これで、報告第3号及び報告第4号の報告を終わります。

---

○議長【川田 修君】　続きまして、日程第8、報告第5号「令和4年度松茂町水道特別会計継続費精算報告書について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　引き続き、提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号、令和4年度松茂町水道特別会計継続費精算報告書につきましては、取水施設管理棟改築及び特殊電気設備工事で、令和4年度、令和5年度の2カ年の継続事業でございます。令和5年度をもって同事業が完了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により議会に報告をするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長【川田 修君】　吉田町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

田村上下水道課長。

○上下水道課長【田村佳裕君】　議案書の8ページをお願いいたします。

報告第5号、令和4年度松茂町水道特別会計継続費精算報告書について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、松茂町水道特別会計継続費精算報告書について別紙のとおり報告する。

次のページをお願いいたします。

継続費精算報告書でございます。取水施設管理棟改築及び特殊電気設備工事で、令和4年度と令和5年度の2カ年の継続費をお願いしておりましたものでございます。全体計画の総額は、2億1,019万円に対して、実績の支払義務発生額は2億705万5,882円となり、313万4,118円の減額となりました。工事の入札差金及び軽微な設計変更によるものでございます。年割額の全体計画と実績の差異につきましては、前金払い等と精算払いの支払い日を原因とするものでございます。

本工事は、既設の取水塔管理棟を取壊し、その跡地に新しい管理棟を建築し、同時に新しく取水施設を制御するための特殊電気設備等を製作するものでございました。物資等の供給遅延により工期延伸を行いました。年度内に完了し、竣工検査についても滞りなく実施をいたしました。また、取水塔管理棟の用地につきましては、今年度発注工事において、用地内の配管工事完了後に外構工事を行うものとしております。

以上報告とさせていただきます。

---

○議長【川田 修君】　　続きまして、日程第9、議案第33号「公有水面の埋立てについて」から、日程第31、認定第7号「令和5年度松茂町下水道特別会計決算認定」までの議案16件及び認定7件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　　それでは、引き続き、提案理由をご説明申し上げます。

議案第33号、公有水面の埋立てにつきましては、国が徳島飛行場の滑走路端安全区域（RISA）の用地として公有水面の埋立てを行うに当たり、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第34号、松茂町ほか二町競艇事業組合規約の変更につきましては、モーターボート競走業界全体の中で、呼称を競艇からボートレースに統一することが進められており、松茂町ほか二町競艇事業組合としても、スポーツとしてのイメージが湧き、多くの方に親しんでいただけるようイメージアップを図るため、組織名称を松茂町ほか二町ボートレース事業組合に改める等、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第35号、松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改

正する条例につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用に伴い、本町のマイナンバー独自利用事務に、「医療保険給付関係情報」を加える必要が生じたこと等から、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第36号、松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第37号、徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、徳島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第38号、町道路線の認定、議案第39号、町道路線の変更及び議案第40号町道路線の廃止につきましては、松茂スマートインターチェンジ周辺の土地利用の変化に伴い、町道路線を整理する必要が生じたことから、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第41号、令和5年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和5年度の水道事業における未処分利益剰余金のうち、減債積立金として500万円、建設改良積立金として2千万円の計2,500万円を積立て、また、資本金のうち1億円を有償減資として一般会計へ納付いたしましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第42号、令和5年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和5年度の下水道事業における未処分利益剰余金のうち、減債積立金として1千万円、建設改良積立金として1千万円、また1,115万3,355円を資本金へ組入れいたしましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号、令和6年度松茂町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,644万6千円を追加し、補正後の予算の総額を70億3,683万8千円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、特別会計からの返納金932万5千円、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金として1,826万円を諸収入に増額補正し、歳出の主なものとしたしましては、4月の定期異動に伴う人件費を組替えいたしますと

もに、木造住宅耐震化の補助金上限額を引き上げするために、住宅政策費を1千万円増額いたしました。

次に、議案第44号、令和6年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,180万6千円を追加し、補正後の予算の総額を11億5,144万5千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金として756万円、前年度からの繰越金として729万4千円等を増額補正し、歳出の主なものといたしましては、居宅介護給付費として1千万円、償還金として1,040万6千円等を増額補正するものでございます。

次に、議案第45号、令和6年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,143万3千円を追加し、補正後の予算の総額を2億4,342万2千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金1,092万9千円を増額補正し、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金775万7千円、諸支出金として、令和5年度事業の精算により一般会計繰入金返還金317万2千円を増額補正するものでございます。

次に、議案第46号、令和6年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ194万6千円を追加し、補正後の予算の総額を1,551万9千円とするものでございます。歳入といたしましては、前年度繰越金として194万6千円を増額補正し、歳出といたしましては、予備費として歳入同額を増額補正するものでございます。

次に、議案第47号、令和6年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出におきまして、4月以降の人事異動による人件費の組替えを行い、その差額142万7千円を予備費に計上するものでございます。

次に、議案第48号、令和6年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出におきまして、4月以降の人事異動による人件費195万6千円を増額し、その財源として、収益的収入に支出同額の一般会計補助金195万6千円を増額補正するものでございます。

引き続き認定をお願いする令和5年度決算につきまして、ご説明を申し上げます。

認定第1号から認定第5号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。

まず、認定第1号、令和5年度松茂町一般会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が71億7,337万6,873円で、歳出の総額が69億8,329万8,835円となっており、歳入歳出差引き1億9,007万8,038円を令和6年度に繰越いたしました。このうち、繰越明許費として896万4,398円を令和6年度に特定財源として繰り越し、その結果、実質収支は1億8,111万3,640円となっております。

次に、認定第2号、令和5年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が15億6,893万3,366円で、歳出の総額が15億3,937万7,106円となっており、歳入歳出差引き2,955万6,260円を令和6年度に繰越いたしました。

次に、認定第3号、令和5年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が11億4,877万6,343円、歳出の総額が11億137万3,900円となっており、歳入歳出差引き4,740万2,443円を令和6年度に繰越いたしました。

次に、認定第4号、令和5年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が2億3,346万1,341円で、歳出の総額が2億2,253万703円となっており、歳入歳出差引き1,093万638円を令和6年度に繰越いたしました。

次に、認定第5号、令和5年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1,507万8,451円で、歳出の総額が1,251万7,899円となっており、歳入歳出差引き256万552円を令和6年度に繰越いたしました。

引き続き認定をお願いする認定第6号及び認定第7号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

まず、認定第6号、令和5年度松茂町水道特別会計決算の概要につきましては、収益的収支における水道事業収益は3億9,976万3,139円に対し、水道事業費用は、3億5,766万730円で消費税を考慮した結果2,468万6,656円の純利益がありました。

次に、資本的収支につきましては、収入額2億2,212万5千円に対し、支出額は3億8,181万698円で、収支不足額1億5,968万5,698円につきましては、主に過年度損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

以上が決算の概要でございますが、今後も水道事業運営につきましては、安全で安定し

た水の供給を図るため、健全な運営に努めてまいります。

最後に、認定第7号、令和5年度松茂町下水道特別会計決算の概要につきましては、収益的収支における下水道事業収益は4億6,405万5,915円に対し、下水道事業費用は3億6,555万8,189円で、消費税を考慮した結果、9,951万904円の純利益がありました。

次に、資本的収支につきましては、収入額が2億8,897万4,431円に対し、支出額3億1,279万8,451円で、収支不足額2,382万4,020円につきましては、主に過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金をもって補填いたしました。

以上が決算の概要でございますが、今後も下水道事業運営につきましては、健全な運営を図るため、効果的な面整備と施設の維持管理に努めてまいります。

これら7件の歳入歳出決算につきましては、去る7月29日から8月2日の5日間にわたりまして、松茂町監査委員の決算審査を受けてご承認を賜っておりますので、併せてご報告を申し上げます。

以上が議案16件及び認定7件の提案理由であります。ご審議の上、可決決定賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、認定第1号から認定第7号までについて、日根代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

日根代表監査委員。

○代表監査委員【日根啓一君】 それでは、議長の許可がありましたので、認定第1号、令和5年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第7号、令和5年度松茂町下水道特別会計決算認定までの審査について報告いたします。

議案参考資料の18ページから19ページをご覧ください。

令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度の各会計決算を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告いたします。

審査に付された決算。令和5年度松茂町一般会計歳入歳出決算、令和5年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和5年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和5年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和5年度松茂町長原渡船運行特

別会計歳入歳出決算、令和5年度松茂町水道特別会計決算、令和5年度松茂町下水道特別会計決算、以上の決算書において審査をいたしました。

審査の期間につきましては、令和6年7月29日から8月2日までの5日間実施いたしました。審査の方法につきましては、令和5年度歳入歳出決算書及び関係書類、証拠書類等を議会選出の立井監査委員と照査するとともに、審査の過程に応じて担当職員の補足説明を求め、予算の執行状況、会計経理事務の適否等を試査の上、収支係数の正確性について審査をいたしました。

審査の結果につきましては、諸規定に準拠し、当年度における決算は適正なものと認められます。ただし、次の諸点については一層の努力を望みます。

一般会計の状況については、歳入において前年度より約2億1,700万円、3.1ポイント増、歳出は約2億6,100万円、3.9ポイント増となっています。前年度と比較して増加した理由は、町民グラウンドの改修事業費が約3億3,700万円、及び防災行政無線デジタル化事業のために起債した地方債の元本償還が今年度から始まり、公債費の増加により、義務的経費を押し上げたのが要因となっております。

各年度において国庫補助事業等により増減はありますが、令和5年度においては、歳入及び歳出の増額割合は、歳出の方が0.8ポイント多くなっております。実質収支額は1億8,111万3,640円（前年度2億2,255万2,123円）の前年対比4,143万8,483円減となっております。

町税の収納額は約8,400万円増加し、徴収率98.6%（前年度97.9%）と高い徴収率を維持できております。滞納繰越分の収納未済額は約2,800万円（前年度約3,600万円）で、約800万円減少し適正な滞納処分が実施されており、本年度も滞納の圧縮に努めてください。

財政の弾力性及び硬直性を判断する経常収支比率は、83.4%と前年度より4.5ポイント上がっております。通常80%を超える場合は、財政構造は弾力性を欠いているとされており、今後財政運営上、コスト縮減に努めてください。

国民健康保険特別会計の収入未済額は約5千万円で、前年度より8.5ポイント、金額にして約530万円減少しております。滞納繰越分についても約700万円減少し、良好な結果となっております。しかしながら、収入未済額のうち72.5%を滞納繰越分が占めており、厳正・的確な滞納処分を実施してください。

介護保険特別会計の保険料収納状況については、98.4%と高水準を維持できており

ます。今後も財源を確保し、制度の円滑な運営に努めてください。

後期高齢者医療特別会計の保険料の収納状況については、99.4%と介護保険と同様に高水準を維持しております。2025年、来年には団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢化社会に突入しますので、高齢者の健康維持に努めてください。

長原渡船運行特別会計の状況は良好な運営ができており、引き続き渡船の安全運行に努めてください。

水道特別会計の状況につきましては、有効水量の減少に伴い、給水収益も減少していますが、経常収支比率は健全経営の水準とされる100%を上回っており、良好であります。

水道は重要なライフラインであることから、水道施設の更新を計画的に進め、安全な水の安定供給を基本とし、サービスの向上と健全な水道事業経営に努めてください。

下水道特別会計の状況につきましては、将来にわたり公債費の償還が続き、一般会計からの繰入金に大きく依存しております。本町の財政環境に大きなウェイトを占めることとなっているため、接続率のアップに努めてください。また、近隣市町は費用対効果を考慮し、計画区域の減少を打ち出しており、本町においても議論を重ね、安定的な運営ができるよう取り組んでください。

急激な物価上昇による住民生活への不安が広がる一方、国内外情勢の動向により不安要素が増し、ますます厳しい財政状況になるものと思われまます。今後の事務執行に当たっては、多様化する住民ニーズに対応するため、住民生活を第一に考えながら、限られた財源の効率的な配分と経費削減に努められ、引き続き財政の健全化に職員一丸となった取組をお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長【川田 修君】 日根代表監査委員の報告は終わりました。

ただいまの議案16件のうち、日程第9、議案第33号及び日程第10、議案第34号につきましては、9月6日再開予定の本会議において採決をいただきまして、残りの議案14件につきましては、9月6日再開予定の本会議において、総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託をしたいと思います。また、認定7件につきましては、9月9日に開催予定の予算決算特別委員会に付託したいと思いますので、よろしく申し上げます。

---

○議長【川田 修君】 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日9月5日の1日は議案調査のため休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、明日9月5日の1日は休会と決定いたしました。

次回は9月6日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前10時58分散会